

苫小牧市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和3年8月
苫小牧市通学路安全推進会議

1 苫小牧市通学路交通安全プログラム策定の背景

通学路の交通安全対策について、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことを踏まえ、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁が連携し、通学路の緊急合同点検の実施及び対応策を検討し、通学路の安全の確保を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼がありました。

なお、平成30年5月には、新潟市の児童が、下校中に殺害されるという事件が発生し、関係閣僚会議で「登下校防犯プラン」が策定されました。

これらを受けて、苫小牧市では、平成24年6月と平成30年10月に、警察や道路管理者など関係機関と連携して各小・中学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について関係機関で協議してきました。

このような背景から、通学路の安全確保に向けた取組を継続して効果的に実施するため、関係機関の連携体制を構築し、この度、「苫小牧市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

2 苫小牧市通学路交通安全プログラムについて

(1) 目標

苫小牧市では、子どもたちが安全に登下校するために、次の3つの目標を掲げて各関係機関と連携して通学路の安全確保を図っていきます。

- | |
|--|
| <p>① 行政は策定した苫小牧市通学路交通安全プログラムに基づいた取組を継続して、子どもの安全を確保します。</p> <p>② 学校は子どもが自ら安全を確保できるよう中心となって進めます。</p> <p>③ 市民と協働・連携し、子どもが安心して通学できるようにします。</p> |
|--|



(2) 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「苫小牧市通学路安全推進会議」を設置します。

【関係機関】

- ・ 国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所
- ・ 胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所
- ・ 北海道札幌方面苫小牧警察署
- ・ 苫小牧市教育委員会教育部学校教育課（主管部署）
- ・ 苫小牧市教育委員会教育部指導室
- ・ 苫小牧市市民生活部市民生活課
- ・ 苫小牧市都市建設部道路建設課
- ・ 苫小牧市都市建設部維持課
- ・ 苫小牧市小学校長会、苫小牧市中学校長会
- ・ 苫小牧市PTA連合会

【国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所】

所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵等の設置など、安全確保を検討します。

【北海道札幌方面苫小牧警察署】

子どもたちの安全な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。

【苫小牧市教育委員会（教育部学校教育課・指導室）】

関係機関・組織と連携し、通学路安全推進会議を開催します。学校が把握した危険箇所をまとめます。学校安全計画の策定や通学路指定に関する指導・助言及び安全教育の推進を支援します。

【苫小牧市市民生活部市民生活課、苫小牧市都市建設部道路建設課・維持課】

道路の安全施設整備、交通規制、交通安全指導、防犯などの取組から、子どもたちの安全確保対策に取り組みます。

【学校・保護者・地域住民等】

学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握します。学校・保護者・地域住民等は、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。

(3) 取組方針及び取組内容

継続的に通学路の安全を確保するため、定期的な危険箇所の追加要望や、対策方法の変更、補修箇所を把握し、プログラム等の見直しを行います。

【通学路の安全を確保するためのR-PDCA サイクル】

【Research】

①通学路の危険箇所の確認

学校は、新年度当初に通学路の危険箇所を確認します。また、保護者や地域住民(学校評議員等)と連携を図りながら、危険箇所を把握します。

【Plan】

① 合同点検の実施

合同点検の実施が必要と判断した危険箇所について、必要に応じて「苫小牧市通学路安全推進会議」メンバーによる合同点検を実施します。ケースに応じて、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所、北海道札幌方面苫小牧警察署、当該小・中学校及び地域住民等も参加します。

また、対策が必要であると判断された危険箇所について、担当機関を決定します。

② 対策の検討

合同点検の結果を踏まえ、各担当機関で対策を検討し、教育委員会が取りまとめ、計画を立案します。

また、合同点検を行っても担当機関が明確にならないケースについては、通学路安全推進会議を行うものとします。

【Do】

①対策の実施

危険箇所に応じて歩道の整備・交通安全施設設置等のハード整備対応や交通安全指導（街路指導等）・交通規制等のソフト整備対応など計画に沿って実施します。

【Check】

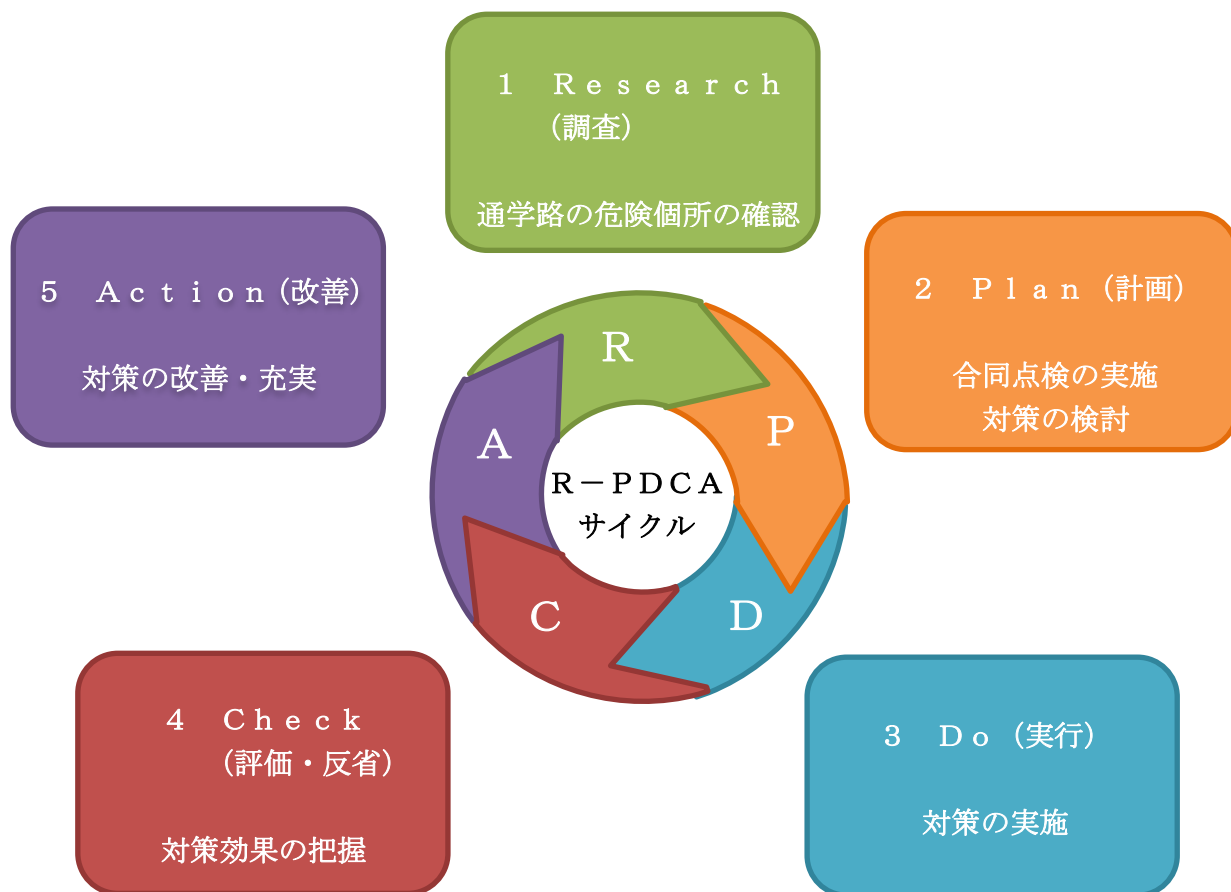
①対策効果の把握

対策実施後の危険箇所について、学校の評価や担当機関の現地調査に基づいて検証し、対策効果の把握に努めます。

【Action】

①対策の改善・充実

対策メニュー実施後も、危険箇所等の状況や対策効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。



(4) 年間スケジュール

4月	学校等が危険箇所について確認、報告
4月中旬～ 8月	市内全小中学校分集約、合同点検の日程調整
8月 ～ 10月	合同点検の実施
10月 ～ 2月	関係機関と対策を検討し、立案、公表

(5) 合同点検箇所一覧、対策箇所図の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「合同点検箇所一覧」及び「対策箇所図」等を作成し、公表します。